

試験研究等に係る特別採捕許可に関する取扱い方針

< 長崎県水産部漁業振興課 >

(目的)

第 1 条 長崎県漁業調整規則（以下、「規則」という。）第 47 条に規定する試験研究等の場合の水産動植物の採捕についての特別採捕許可（以下「許可」という。）については、規則の定めによるほか、この方針に基づくものとする。

(適用範囲)

第 2 条 規則に定める試験研究等のための採捕行為により、水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定の適用除外を行うものを対象とする。

(許可の申請者)

第 3 条 許可の申請者は次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 国
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - (4) 独立行政法人
 - (5) 地方独立行政法人
 - (6) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業権権者会
 - (7) 国又は地方公共団体の委託等を受けて試験研究を行う法人その他の団体
 - (8) 第 1 号から第 5 号に該当する者の事業により補助金等を受けた活動組織又は漁業協同組合及びその連合会
 - (9) 環境影響評価法に基づく環境影響調査を行う法人等
- 2 前項第 6 号に定める者が試験研究の目的で許可の申請ができるのは、原則として関係する水産業普及指導センター等の指導、立会を受けて採捕行為を行う場合に限るものとする。
- 3 第 1 項第 6 号に定める者が教育実習の目的で許可の申請ができるのは、原則として漁業就業者確保を目的とした体験実習を行うことをながさき漁業伝習所本所に届け出た場合に限るものとする。

(試験研究等の扱いの範囲)

第 4 条 試験研究として扱うことができるのは、次に掲げる内容に限るものとする。

- (1) 環境影響評価法に基づく環境影響調査
 - (2) 漁港・港湾・海岸・河川域等の整備にかかる環境影響調査
 - (3) 水産業の振興及び漁場整備を図る目的で実施する事業あるいはその事前調査
 - (4) 水産資源の保護繁殖、磯焼け対策等の海洋環境保全を図るために、特に必要と認められる事業及び調査・研究
- 2 教育実習として扱うことができるのは、次に掲げる内容に限るものとする。
- (1) 前条第 1 項第 3 号に規定する者が学校教育の一環として行うもの
 - (2) 前条第 3 項により認められた者が漁業者及びその従事者以外の者を対象として実施する体験実習。ただし、別に定める漁具漁法を使用するものに限る。

(審査基準)

第 5 条 次の第 1 号から第 3 号又は第 4 号までの全てを満たす場合には、許可をするものとする。

- (1) 試験研究等の目的及び計画の内容が、必要かつ妥当と認められるもの。
- (2) 当該採捕によって、水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらさないと認められること(採捕期間は合理的であるか、必要最小限の採捕量であるか、法人にあっては、従事者の数が必要最小限であるか等)。
- (3) 申請者が次の から までに掲げる者に該当しないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人(操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。)の中に暴力団員等に該当する者があるもの

暴力団員等によってその事業活動が支配されている者

申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員

等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
(4) 教育実習として前条第 2 項第 2 号に基づく体験実習を実施する場合は、その体験実習を受ける者の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないこと。

(許可申請書の添付書類)

第 6 条 規則第 47 条第 2 項に基づく申請書(参考様式第 1 号)のほかに、次の書類を添付させることとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 漁業権者の同意書(採捕の区域が漁業権の漁場区域内の場合)
- (3) 船舶使用承諾書(船舶を用船する場合)
- (4) 漁船登録票の写し(漁船登録がある船を使用する場合)
- (5) 船舶検査証書の写し
- (6) 業務委託契約書(申請者が第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる者である場合)
- (7) 申請者が第 5 条第 3 号又は第 4 号を誓約する書面(参考様式第 2 号)
- (8) 潜水土免許証の写し(潜水による採捕がある場合)
- (9) その他特に必要と認められる書類

(許可の期間)

第 7 条 許可の期間は、原則 1 年以内とする。

(試験研究に関する届出書の提出)

第 8 条 第 3 条第 1 項第 1 号から第 9 号に掲げる者が試験研究を行うために規則第 45 条の適用除外のみを受けられる場合には、申請書に代えて「試験研究に関する届出書」(参考様式第 3 号)を提出しなければならない。

(結果の報告)

第 9 条 許可を受けた者は、規則第 47 条第 5 項に基づき、許可の有効期間の満了日から 30 日を経過する日までに、その許可に係る採捕の結果を報告しなければならない。

(許可証の記載内容の変更)

第 10 条 許可証の記載内容に変更が生じた場合には、内容変更申請書(参考様式第 4 号)に申請理由書及び変更する内容を確認することが出来る書類を添えて提出させることとする。

(適用除外の許可の取消し)

第 11 条 適用除外の許可を受けた者が次の第 1 号に掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すことし、第 2 号に掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すことができるものとする。

(1) 第 5 条第 1 号から第 3 号又は第 4 号のいずれかを満たさなくなった場合

(2) 当該許可に係る条件又は漁業関係法令若しくは漁業関係法令に基づく処分に違反した場合

2 前項に定める場合においては、あらかじめ行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)及び農林水産省聴聞手続規則(平成 6 年農林水産省令第 62 号)の規定に基づき聴聞を行うものとする。

(体験実習に関する届出書の提出)

第 12 条 第 3 条第 3 項に基づくながさき漁業伝習所本所への届け出を行う場合には、「体験実習に関する届出書」(参考様式第 5 号)を提出しなければならない。

(標準的な事務処理期間)

第 13 条 適用除外の許可に係る事務の標準的な事務処理期間は、30 日とする。

附 則

この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この方針は、令和 5 年 3 月 13 日から施行する。

特別採捕許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
長崎県漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の区域
- 6 採捕の期間
- 7 使用漁具及び漁法(図面を添付すること)
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

宣誓書

年 月 日

長崎県知事 殿

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- 1 私は、次の から (又は)までのいずれにも該当しないことを誓約します。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの
暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
体験実習を受ける者の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいること

試験研究に関する届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記により 採捕するため届出ます。

記

1 目的

目的の概要と「試験研究」であることを記載ください。

「教育実習」の場合は、特別採捕許可を要します。

2 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 所有者氏名

3 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)

4 採捕の区域

5 採捕の期間

6 使用漁具及び漁法(図面を添付すること。)

7 採捕に従事する者の住所及び氏名

8 漁協の同意

月 日 漁協 参事に上記内容で確認済み。

参考様式第4号

特別採捕許可申請書（内容変更申請）

年 月 日

長崎県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け、（許可番号）第 号で特別採捕許可を受けていましたが、下記のとおり（変更する事項）に変更があり、当該許可証の記載事項の変更について許可を受けたいので申請します。

記

項目	変更前	変更後

漁業就業者確保を目的とした体験実習に関する届出書

年 月 日

ながさき漁業伝習所長 様

住所

氏名

下記により標記体験実習を行いたいので、届出ます。

記

1 目 的

目的の概要を記載ください。

例) 新規就業者確保を図るため、希望者を対象に体験実習を行い、円滑な漁業就業を目指すもの。

2 体験実習の概要

実習の概要を記載ください。

漁協管内 地先にて、〇〇を使用した体験実習を行う。

3 漁協等組織内の合意状況

体験実習を行うことについて、年 月 日開催の理事会で承認済

(別紙)

試験研究等に係る特別採捕許可に関する取扱い方針

第4条第2項第2号の対象となる漁具漁法の規定

第1条 試験研究等に係る特別採捕許可に関する取扱い方針(以下「方針」という。)第4条第2項第2号の対象となる漁具漁法は次に掲げるものとする。

(1) もり(ゴム、ばね等の発射装置を有するもの)

(2) 地びき網

(3) かご(船舶を使用しないものに限る)

2 前項の各号に規定する漁具漁法を使用しようとする場合は、長崎県漁業調整規則(以下「規則」という。)第47条の規定及び方針に定めるところにより規則第45条の適用除外を受けなければならない。

附 則

この規定は令和5年3月13日から施行する。